

【就学支援金】 申請/不申請の手続のお願い(2024年7月分)

就学支援金は、全ご家庭を対象に、在学中計4回の手続があります(1年次4月、各年次7月)。

【重要】今回の手続では、ご家庭により、次の①書類手続、②Web手続に分かれます。

①書類手続の対象者・・・昨年7月申請が採択された方

②Web手続の対象者・・・昨年7月申請で不採択を受けた方(もともと不申請の方を含む)

②の該当者は一律Web手続に切り替わります。静岡県下の私立高等学校で一斉変更となります。

本校で①②の対象者を把握しているため、下記太枠内の内容や封筒内の資料については、配付時点で対象のもの(①)を入れています。万が一誤りがある場合はご連絡ください。

太枠内をご確認のうえ、世帯状況に応じた申請/不申請の手続をお願いします。

制度については裏面をご一読のうえ、事務室支援金係にお問い合わせください。

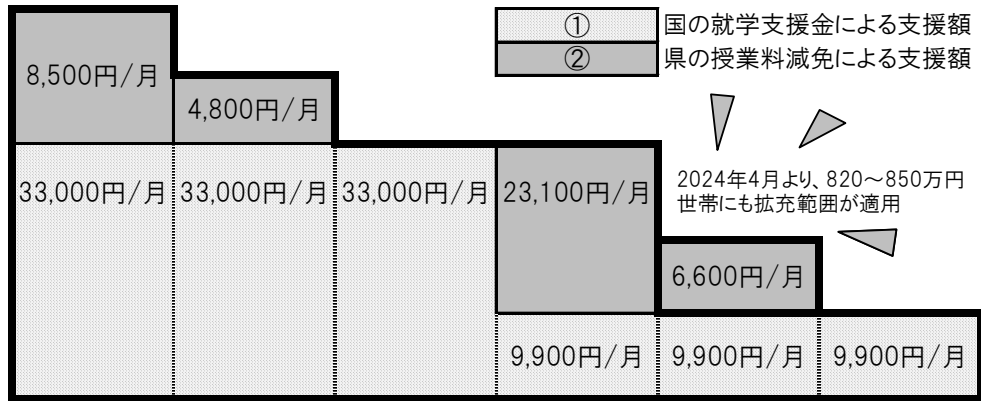
<p>手続期日</p>	<p><input type="checkbox"/> 2024年7月3日(水)まで/期日厳守</p> <p>7/4(木)以降、事務室がとりまとめを開始します。手続未完了の場合は7/17(水)を最終期日としますが、これを超えた場合は事情を問わず、7月分の支給ができない可能性があります。県から注意喚起されています。公的支援制度の利用には、期日厳守にご協力ください。 手続後に内容訂正や不足書類の追加をお願いする場合も、原則7/17(水)を最終期日とします。該当者にはBLEND(メール)、または担任・生徒を通じて依頼しますので、ご対応ください。</p>	<p>不申請者も手続あり</p>
<p>手続方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 事務室窓口の専用ボックスに提出/平日8:00～16:00受付</p> <p>書類は配付時の封筒か、学年・クラス・出席番号・生徒名を記載したA4封筒に入れて提出してください。提出書類のみを入れ、就学支援金以外の書類は絶対に同封しないでください。 郵送で提出する場合は、次の宛先まで期日必着でお送りください。(書類データはHPIにも掲載します) 〒420-0833 静岡市葵区東鷹匠町25 静岡学園高等学校 事務室宛(就学支援金書類在中)</p>	
<p>申請者</p>	<p><input type="checkbox"/> 申請者全員</p> <p>配付書類の「様式第1号(両面)」をご提出ください。記入例参照のうえ、両面記入をお願いします。 この用紙が配付されている方は「2回目以降申請」に該当するため、個人番号カードの写しは提出不要です。ただし、様式第1号の裏面太枠内は、全員必ず記入をお願いします。ご不明な点はお問い合わせください。</p> <p>以下は該当者のみ、追加対応・提出するもの (必ずお読みください)</p> <p><input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ※次のいずれか1枚。世帯状況に変更が生じていないことの証明に毎回必要です。 ・寡婦(夫)やひとり親の記載がある「市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」(原本) ・「児童扶養手当受給者証」(写し) ・「母子医療受給者証」(写し) ・「全部記載の戸籍謄本」(原本) ※市役所で有料取得</p> <p><input type="checkbox"/> 住所(課税地)変更者 ※2024年1月1日と2023年1月1日の、保護者等住所(課税地)が異なる者 配付書類の「課税地確認書」。記入例参照のうえ必要事項を記入のこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 海外赴任者・国外在住者 ※2024年1月1日現在で該当する者。以前提出済みでも、再提出が必要です。 ・海外赴任者は勤務先より「海外赴任証明書」を入手し、生徒を通じて提出する。 ・国外在住者(外国人保護者で、母国で仕事をしている等)は、2024年1月1日時点で国外に居ることがわかる公的書類(該当者のパスポートの出国歴が分かるページの写し等)を提出する。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 税未申告により判定不能となった者は、後日「2024年度の課税証明書」(当該年度の税申告をした上で)。この他、国(静岡県)の判定結果により追加書類等が発生する場合は、個別に連絡いたします。</p>	
<p>不申請者</p>	<p><input type="checkbox"/> 不申請者全員</p> <p>この用紙が配付されている方は前回採択されたご家庭ですが、収入状況を理由として今回不申請とする方(前年1～12月の世帯年収が910万円以上に増えた場合)は、配付書類の「意向確認書」をご提出ください。国の規定上、全ご家庭の意向を手続の度に確認するため、お手数ですがご対応をお願いします。</p>	

2024年度 国と県の授業料支援制度

- ◎ 保護者等の税の申告がなされていない場合、基準額の判定ができず、公的支援制度が受けられませんので、ご注意ください。
- ◎ ①国の就学支援金制度、②静岡県の授業料減免制度による支援額は、申請したご家庭に代わって学校が受け取り、授業料に充てるものです。各学校が設定する授業料(本校は41,500円/月)を上限として、最大3年間支給されます。

②授業料減免の支援上限額 → 本校の授業料(41,500円/月)迄

①就学支援金の支援上限額 → 全国平均授業料を勘案した水準



図表参考: 静岡県私学協会

※1 世帯年収の目安		0～270万円	270～350万円	350～590万円	590～700万円	700～850万円	850～910万円
※3 実際の判定方法	算定式	保護者等※2の「(市町村民税の課税標準額×6%)－市町村民税の調整控除の額」により判定します。 ※政令市にお住まいの場合は、「(市町村民税の課税標準額×6%)－(市町村民税の調整控除の額×3/4)」となります。 ※生徒が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合(主に高校2年生)は、「(市町村民税の課税標準額－330,000円)×6%」－市町村民税の調整控除の額」となります。					
	基準額	0円～100円未満	100円～48,300円未満	48,300円～203,100円未満	203,100円～275,100円未満	275,100円～304,200円未満	304,200円未満

- ※1 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安年収例です。実際には世帯の課税情報で判定されるため、目安年収は参考情報であり、支給可否の基準ではありません。
- ※2 保護者等とは、原則「親権者(父及び母)」(ひとり親世帯の場合は、父又は母)になります。実質的な監護関係にある者ではありません。
- ※3 実際の判定では、国(静岡県)が保護者のマイナンバーから世帯の課税情報を確認し、自動的に判定します。ご自身で確認したい場合は、各市町の税務担当課で課税証明書を取得し、算定式にあてはめてください。(本校では支給可否を判断いたしませんので、ご了承ください。支給対象か迷う場合は、申請をお勧めします)

各支援制度の流れ

入学時に1年生保護者に配布した内容です。
2・3年生の方は、参考程度にご覧ください。

①国の就学支援金制度

- ・全ご家庭に、申請/不申請の手続を在学中計4回お願いします。1年次は4月と7月、2年次以降は7月のみです。
- 1回目: 4月オンライン手続→学校とりまとめ・国(静岡県)が判定→認定・返金9月頃
- 2回目: 7月オンライン手続→学校とりまとめ・国(静岡県)が判定→認定・返金11月頃→返金翌月から授業料と相殺
- ・認定されるまでは通常の授業料を毎月納めていただき、1回目の認定後は4月～6月分の支援額が返金されます。2回目の認定後は7月～翌年6月分のうち、7月～認定月分を返金、認定翌月～翌年6月分を授業料と相殺します。処理状況により、認定・返金時期はやや前後します。なお、2年次以降は、この2回目と同じ流れです。
- ・支給対象のご家庭は、毎回必ず申請してください。最新の課税情報に応じて支給区分が毎回判定されます。所得制限により支給対象外のご家庭も、恐れ入りますが国の規定上、不申請の手続を毎回お願いします。支給対象か迷う場合は申請してください。申請しないと判定を受けられず、本校は支給可否を判断いたしません。また、特待生S・A・Bのご家庭も、世帯状況に則した申請/不申請の手続をお願いします。

②静岡県の授業料減免制度

- ・①就学支援金が認定されたご家庭に対して、静岡県の予算から、さらに上乗せして授業料を支援する制度です。
- ②の手続は、原則必要ありません。①の結果に連動して、静岡県が支給対象・支給区分を自動的に判定します。
- ・支援額は次の2期に分けて算定され、年度末に年間合計額が一括支給されます(支給後に受領書の提出あり)。
4月～3月分支援額＝[4月～6月分(①の4月支給区分に連動)]＋[7月～3月分(①の7月支給区分に連動)]
- ・(県外保護者のみ)②を利用する場合は、他県同制度を利用しない旨の誓約書を提出してもらいます(併用不可)。他県同制度を優先することも可能で、その場合は管轄部署をお調べになり、保護者各自で手続を進めてください。

③高校生等奨学給付金制度

- ・上記2種類とは別に、非課税世帯及び生活保護世帯を対象として、授業料以外の教育費が支援される制度です。支援額は世帯により年額約5～15万円で、毎年夏頃、保護者が居住する県に各自で手続を行う必要があります。
- ・対象世帯の方は、Webで「高校生等奨学給付金」と検索になり、居住する県の管轄部署や期日をご確認ください。学校主導の手続ではないこと、手続の負担が比較的多いことに注意して、保護者各自で手続を進めてください。なお、静岡県の手続情報は本校にも届くため、県内家庭にご案内できます。希望者は事務室にお問合せください。

2024年 月 日

静岡県知事 殿

高等学校等就学支援金

- 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。
- 収入状況届出書（2回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。)

- この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名

生徒の生年月日	西暦	年	月	日
生徒の住所	〒		都道府県	市区町村
保護者等の電話番号				
保護者等の電子メールアドレス				
生徒が在学する学校の名称				

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

- ※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
 - ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
 - ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 私立 静岡学園高等学校	2023年4月1日～ (うち支給停止期間等) ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 ①高等学校（全日制） 教養科学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。	
①	<input type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/> 親権者1名分(ア又はイのいずれかの口にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。)
	<input type="checkbox"/> ア 親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合 <input type="checkbox"/> イ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者1名分(ア又はイのいずれかの口にレ印を付けてください。)
	<input type="checkbox"/> ア 主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合 <input type="checkbox"/> イ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等
(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。	
⑦	<input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑦の口にレ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)生活扶助を受けている場合は、下の口にレ印を付けてください。)

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄	氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
生年月日	西暦 年 月 日	生年月日	西暦 年 月 日
<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。		<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。	

上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所(日本国内に住所を有していない場合には、口にレ印を付けてください。)

都道 府県	市区 町村	都道 府県	市区 町村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。		<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、口にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

【2. 保護者等の収入の状況について】

記入例

時点における保護者等の状況及び添付する記載された住民票の写し・住民票記載事項からその年の1月1日現在の状況について記入してください。

2回目以降申請者も、この裏面の太枠内全て、および最下段の✓を必ず記入してください。

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付し

保護者等の状況に合う欄に✓を入れてください。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分(ア又はイのいずれか) (親権者が、一時的に親権をいずれかの口にレ印を付けてください)
	<input type="checkbox"/>	ア 親権者の1人が、日本国内に住所を有している場合
	<input type="checkbox"/>	イ 離婚、死別等により親権者が存在するもの写し等を添付できない場合
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 〇名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべき)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している (生徒が在学中に成人した場合、成人者に変更がない場合)
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分(ア又はイのいずれかの口にレ印を付けてください)
	<input type="checkbox"/>	ア 主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
	<input type="checkbox"/>	イ 生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人した場合、 ・生徒が成人した場合、 ・生徒が成人した場合
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人
⑦	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人 個人番号の指定を受けていない場合

親権者が1名の場合は、次のいずれか1枚を添えてください。
世帯状況に変更が生じていないことの証明に毎回必要です。

- ・ 寡婦(夫)やひとり親の記載がある(該当欄に※マークがあります)「市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」(原本)
この書類は写しでは受付できず、原本を本校に出すと返却されません。原本を手元に置きたい方や、書類の該当欄に※マークがない場合は、他の書類に代えてください。
- ・ 「児童扶養手当受給者証」(写し)
- ・ 「母子医療受給者証」(写し)
- ・ 「全部記載の戸籍謄本」(原本) ※市役所で有料取得

【注意】高校3年生で書類記入時に本人が成人(満18歳)に達している場合は、①か②ではなく、④か⑤に✓を入れてください。

西暦の誤りにご注意ください。次回以降も、この太枠内と下段の課税地情報については、毎回記入してください。また、以下の説明文は該当者のみご確認ください。

・主に自営業のご家庭で保護者両名分の確定申告がされていないと、判定不能になる場合があります。国(静岡県)の判定後に該当者には連絡を入れ、①各市町の税務担当課にて該当年度の税申告を済ませる、②課税証明書を本校に提出する、ことを期日までをお願いします。なお、今回の2024年7月申請では、令和6(2024)年度課税情報＝令和5(2023)年1月～12月の世帯収入に基づく課税情報が用いられます。
・今回の申請～以降在学中、保護者情報や保護者の税金に変更が生じる場合は、事実発生より10日以内に事務室支援係に連絡を入れてください。(該当区分変更、支援額増減に関係します)
・保護者が2024年1月1日現在で生活扶助を受けている場合は、口に✓を入れてください。
生活扶助とは生活保護の扶助のうち、最も基本的な支給(衣食や光熱費、日常生活費)のことです。

個人番号カードの写しを添付してください。その年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)生活扶助を受けている場合は、下の口にレ印を付けてください。

氏名 (ふりがな) しずがく たろう	生徒との続柄	氏名 (ふりがな) しずがく はなこ	生徒との続柄
静学 太郎	父	静学 花子	母
生年月日	西暦●●●●年 ●月 ●日	生年月日	西暦●●●●年 ●月 ●日
<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。		<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。	

上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所(日本国内に住所を有していない場合には、口にレ印を付けてください。)

●● 都道府県	●● 市区町村	●● 都道府県	●● 市区町村
---------	---------	---------	---------

今回は2024年7月申請であるため、2024年1月1日現在の市区町村までを記入します。また、以下の説明文は該当者のみご確認ください。

※収入の修正申告や所得控除額の変更や離縁等がありますので、必ず学校に提出してください。

【3. 確認事項】(次の事項にすべて該当する場合は、 就学支援金を学校設置者に記入してください。)

- ・ 2024年1月1日時点で保護者が国外に在住する場合は該当欄に✓を入れてください。
- ・ 海外赴任者は勤務先から海外赴任証明書入手・添付してください(毎回必須)。
- ・ その他の事情により国外に在住している場合(例:母国に居住・仕事をしている外国人保護者等)は、上記時点で国外にいたことがわかる公的書類(該当保護者のパスポートの出国歴が分かるページの写し等)を提出してください。
- ・ 国外在住者は国内での課税対象外につき、日本に残る保護者の課税情報により確認できる所得で就学支援金が判定され、この場合の加算支給はありません(最大でも9,900円/月支給の意味)。また、就学支援金と連動した「静岡県の授業料減免制度」による支給は、県の規定上受けられません。

高等学校等就学支援金 課税地確認書

学校名	静岡学園高等学校
学年/組/番号	年 組 番
生徒氏名（自署）	

高等学校等就学支援金の収入状況の審査では、課税地（住民票住所を有する市町村）で課税された税額情報が必要です。課税地は本年の1月1日時点（申請又は届出を行う月が4月～6月の場合には、その前年の1月1日時点）の所在地（住民票住所を有する市町村）によって決まります。そのため、本年の1月1日時点の所在地と前年の1月1日時点の所在地に変更がないか確認する必要があります。

つきましては、以下の【確認事項】に御記入願います。

【確認事項】

該当する項目の□にチェック☑を入れてください。

①2023年1月1日時点と2024年1月1日時点の課税地（住民票住所を有する市町村）は同じですか。

□ 同じではありません。

② ①で「同じではありません。」にチェックを入れた方は、以下の項目を記入してください。

No.	課税地が変更となる保護者等の氏名	2024年1月1日時点の課税地	当てはまる場合は□にチェック
1		都道府県 市区町村	□2024年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
2		都道府県 市区町村	□2024年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。

高等学校等就学支援金 課税地確認書

2023年1月1日時点と2024年1月1日現在の住所(課税地)が異なる方や、2024年1月1日現在で日本国内に住所を有していない方が提出対象です。説明文をよくお読みになり、該当者は以下の【確認事項】を記入してください。

前回申請から保護者の課税地が異なる場合に、国(県)がそのことを把握できていないと、課税情報確認エラー(判定不能)が出てしまいます。これを防ぐことを目的とする書類です。住所変更・海外赴任がない保護者は提出不要です。

校名	静岡学園高等学校
組/番号	●年 ●組 ●番
名(自署)	●●●●

高等学校等就学支援金の収入状況の審査では、課税地(住民票住所を有する市町村)で課税された税額情報が必要です。課税地は本年の1月1日時点(申請又は届出を行う月が4月~6月の場合には、その前年の1月1日時点)の所在地(住民票住所を有する市町村)によって決まります。そのため、本年の1月1日時点の所在地と前年の1月1日時点の所在地に変更がないか確認する必要があります。

つきましては、以下の【確認事項】に御記入願います。

【確認事項】

該当する項目の□にチェック☑を入れてください。

①2023年1月1日時点と2024年1月1日時点の課税地(住民票住所を有する市町村)は同じですか。

同じではありません。

②①で「同じではありません。」にチェックを入れた方は、以下の項目を記入してください。

No.	課税地が変更となる保護者等の氏名	2024年1月1日時点の課税地	当てはまる場合は□にチェック
1	静学 太郎	●● 都道 府(県) ●● (市)区 町村	<input type="checkbox"/> 2024年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
2		都道 府県 市区 町村	<input type="checkbox"/> 2024年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。

高等学校等就学支援金 意向確認書

学校名	静岡学園高等学校
学年/組/番号	年 組 番
生徒氏名 (自署)	
生徒住所 (寮生は寮の住所)	
保護者等氏名 (自署)	

【確認事項】

- ・ 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
- ・ 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、高等学校等就学支援金は受給できず、授業料を納付する必要があります。

○該当する項目の□にチェックを入れてください。

	確認項目	審査後の通知
□	親権者等の市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除額（政令市の場合は調整控除の額に3/4を乗じた額）の合計が30万4,200円以上、またはほかの理由により、申請書を提出しません。	通知はありません。

※高等学校等就学支援金制度に対する理解に不安があるときは、受給資格認定申請書又は収入状況届を必ず学校に提出してください。学校の提出期限を過ぎて提出した場合は、提出のあった月の翌月から（受給資格認定申請は提出があった日の属する月から）支給になり、遡及ができません。

<事務室よりお願い>

就学支援金不申請の方のみ提出してください。

申請する方は、この用紙の提出は不要です。

不申請の方は、次回もこの1枚のみご提出ください。

記入例

国(県)に提出する公的書類です。鉛筆、修正液不可。
訂正箇所には二重線と訂正印を押してください。

〇 2 4 年 ● 月 ● 日

高等学校等就学支援金 意向確認書

不申請の方はこの1枚のみ提出してください。
国の定める規定上、支給漏れを防ぐために
不申請の意向確認を取ることが目的です。

寮生等県外生は実家ではなく、
寮の住所を記入します。

	静岡学園高等学校
学年/組/番号	●年 ●組 ●番
生徒氏名 (自署)	静学 緑
生徒住所 (寮生は寮の住所)	静岡県●●市●●●●●●●●
保護者等氏名 (自署)	静学 太郎

【確認事項】

- ・ 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
- ・ 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、高等学校等就学支援金は受給できず、授業料を納付する必要があります。

○該当する項目の□にチェックを入れてください。

	確認項目	審査後の通知
<input checked="" type="checkbox"/>	親権者等の市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除額(政令市の場合は調整控除の額に3/4を乗じた額)の合計が30万4,200円以上、またはほかの理由により、申請書を提出しません。	通知はありません。

※高等学校等就学支援金制度に対する理解に不安があるときは、受給資格認定申請書又は収入状況届を必ず学校に提出してください。学校の提出期限を過ぎて提出した場合は、提出のあった月の翌月から(受給資格認定申請は提出があった日の属する月から)支給になり、遡及ができません。

よくお読みになり、✓を入れてください。

<事務室よりお願い>

就学支援金不申請の方のみ提出してください。

申請する方は、この用紙の提出は不要です。

不申請の方は、次回もこの1枚のみご提出ください。